

大雄地域 令和4年度市県民税 申告相談日程

◇市県民税申告書はご自身で作成し、郵送してください。

申告書を作成するのが困難な場合は、会場で申告をすることもできますが、必ず必要書類をまとめたうえで会場にお越しください。

◆申告会場 大雄庁舎 2階 第一会議室

★来場前に必ず検温してください。37.5度以上

◆受付時間 午前8:30～11:00(開始8:45～)

の方、体調の悪い方は来場しないでください。

午後1:00～4:00

★来場の際は必ずマスクを着用してください。

月	日	曜日	行政区名	
			午前	午後
2月	18	金	下狐塚 上狐塚 一ノ関	桜森 柏木 向 鍛冶村 八柏1区
	19	土	八柏(2区～4区)	上田村 東団地
	21	月	精兵村(南・北・東)	耳取 佐加里 高津野
	22	火	四ツ屋 野崎 野中 福島 潤井野	根田谷地 下根田谷地
3月	4	金	折橋 新町1区 新町2区	新町3区 新町4区
	7	月	上丁 西丁	宮丁 六丁下堰 藤巻
	8	火	平柳 田町 新処 剰水	四津屋 樋脇
	9	水	大慈寺谷地	中島 乗阿気
	14	月	三村 槻の木団地	東桜森 西桜森
	15	火	予 約 日 (事前に予約が必要です。なお、予約に上限があります。)	

集落割当ての最終日になります。割当て集落外の方はご遠慮願います。

割当日に都合がつかない場合は、他地区の割当日でも申告はできますが、混雑緩和のためご自分の地区の割当日に申告して下さるようお願いいたします。

- 予約日に申告相談される場合は、事前に電話等(TEL:52-3905)でご予約の上、お越しください。
- ※ 予約の受付は1月18日(火)から開始させていただきます。

● 「医療費控除の明細書」を作成していない方は、医療費控除の申告はできません。
領収書だけを持参されても控除は受けられません。個人ごと医療機関ごとに集計してください。

次の①～⑦の申告は、横手税務署へ直接申告してください。

- ① 初年度の住宅借入金等特別控除の申告(令和3年中に入居された方)
- ② 住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
- ③ 土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告
- ④ 亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
- ⑤ 青色申告者の確定申告
- ⑥ 損失申告の方
- ⑦ 免税牛に関する確定申告

お問い合わせ先:横手市まちづくり推進部大雄市民サービス課市民生活係 TEL:52-3905